

生産者補給金交付契約申込書

公益社団法人群馬県畜産協会 会長 殿

貴協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程(以下「業務規程」という。)及び生産者補給金交付契約約款の内容を了知の上、生産者補給金交付契約を締結したく、下記のとおり必要書類を添えて申し込みます。

記

1 肉用子牛の生産者情報

申請年月日		令和 年 月 日			契約番号				
肉用子牛の生産者	個人・法人の別		☐ 個人 ☐ 法人						
	フリガナ								
	申込者の氏名又は法人名								
	フリガナ								
	代表者氏名(法人のみ)								
	住所		(〒 —) 都道府県 市区町村						
	電話		— — —		FAX	— — —			
	携帯電話等		— — —		Email				
	代理人	氏名							
		住所							
生産者補給金の受取口座の名称等		金融機関				支店名			
		口座の種類		口座番号		口座名義	(カカナで記入)		
経営形態		☐ 繁殖 ☐ 酪農 ☐ 一貫 ☐ 哺育							
事務委託先の名称		生産者補給金交付契約申込書等の提出経由先							
法人の概要	法人の種類※1		☐ 農業協同組合 ☐ 農業協同組合連合会 ☐ 農事組合法人						
			☐ 生産森林組合 ☐ 持分会社(合名・合資・合同)※2 ☐ 株式会社※2						
			☐ 有限会社※2 ☐ 市町村 ☐ その他()						
	※2 会社(合名・合資・合同・株式・有限)の場合は、以下を記入してください。								
	資本の額又は出資の総額		円		常時使用する従業員の数	人	農地所有適格法人への該当 ☐		
	株主等の構成		☐ 株主等に法人が含まれる(以下を記入し必要書類を添付) ☐ 株主等に法人が含まれない						
	法人格を有する株主等の名称・議決権の構成割合		1 (%)		6 (%)				
			2 (%)		7 (%)				
			3 (%)		8 (%)				
			4 (%)		9 (%)				
5 (%)			10 (%)						
		株主等のうち、以下に掲げる法人の有無 有【 ☐ 】(注)「有」の場合、別添に株主等の概要を記載 〔 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超える会社(※3)又はその会社の所有に属する会社(子会社) 〕							
指定協会・事務委託先記入欄		指定協会・事務委託先は、「有」に✓が付されている場合、契約申込者の株主等について以下のとおり確認すること。 ☐ 議決権の1/2以上が同一の※3に掲げる会社の所有に属していないことを確認した。 ☐ 議決権の2/3以上が※3に掲げる会社の所有に属していないことを確認した。							

※1 法人の種類に応じて添付書類を提出してください。(別紙「交付契約申込に必要な提出書類等」参照)

2 肉用子牛の飼養(予定)場所の所在地、名称等

	都道府県	農場名・住所
	☐	1の住所と同じ(以下表は記入不要)
①		
②		
③		
④		
⑤		

3 同意・確認事項

契約生産者の要件等		確認欄
①	「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に示されたひな形を基にしたチェックシートを契約申込時に作成、提出すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めること。	
②	業務規程第16条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない者でないこと。	
③	業務規程第38条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない者でないこと。	
④	肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年12月22日法律第98号)その他関係法令に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者でないこと。	
⑤	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。	
⑥	肉用子牛の生産を肉用牛経営として行っていること、又は生産した肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行っていること。	
⑦	【会社の場合】 資本金の額若しくは出資総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの(※)でないこと(農地所有適格法人を除く。) 総株主若しくは総出資者の議決権の1/2以上が同一の※で示す会社の所有に属していないこと、又は、2/3以上が※で示す会社の所有に属していないこと。	
⑧	【農地所有適格法人の場合】 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。	
⑨	年1回以上、法人の概要に関する調査・報告に協力すること。	

契約申込に当たっての確認事項		確認欄
⑩	肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程等の関係規程に基づき、当該補給金の交付等の円滑な実施に努めることとし、違反した場合や虚偽の申請をした場合は、契約を解除されることがあること。	
⑪	上記の契約生産者の要件等を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに指定協会に報告すること。また、この場合には、交付契約の解除を受けるとともに補給金(積立金からの支払を含む。以下同じ。)の交付がされないこと及び既に交付した補給金の一部若しくは全部を返還する場合があること。	
⑫	契約解除を申し出た場合及び契約解除となった場合には、補給金の交付がされないこと。また、契約解除となった場合には、納付済みの負担金は返還されないこと。	
⑬	生産者の要件を満たしていることの確認に必要な書類(登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、株主構成に関する書類、農業経営規程など)は、指定協会の求めに応じ、遅延なく提出すること。	

その他同意事項		確認欄
⑭	指定協会が示した生産者補給金交付契約約款を契約の内容とすることに同意します。	
⑮	肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の実施により得られる申込者(及び代理人)の個人情報は、下記のとおり取り扱われます。 (1)個人情報の利用目的 肉用子牛生産者補給金制度における生産者補給金交付業務、生産者積立金管理業務及び本制度に係る業務の管理・運用に利用する。 (2)共同利用する者の範囲 a農林水産省、b独立行政法人農畜産業振興機構、c一般社団法人全国肉用牛振興基金協会、d都道府県※、e一般社団法人〇〇県肉用子牛価格安定基金協会及びfその事務委託先※、g独立行政法人家畜改良センター ※契約申込者が属する組織に限る。 (3)共同利用するデータ項目 本交付契約申込書に記載の事項(契約番号、氏名、住所、電話番号、受取口座等) 本制度の実施状況(個体登録状況、生産者補給金の交付状況等) (4)個人情報の管理者 ア 公益社団法人群馬県畜産協会 群馬県前橋市亀里町1310 イ 〇〇農業協同組合 〇〇県〇〇市〇〇△丁目△番△号 ウ 独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部肉用子牛課 東京都港区麻布台二丁目2番1号	
⑯	独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程に基づき、⑮の(2)のb(機構)、e(指定協会)、f(事務委託先)が、肉用子牛生産者補給金制度の業務に利用する目的で、牛個体識別全国データベース(トレサ)における申込者の情報を取得することに同意します。	

申込者氏名又は法人名

株主等の概要

交付契約申込者の法人の概要欄で、株主等に、資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超える会社又はその会社の所有に属する会社(子会社)が含まれるとして「有」にチェックした場合のみ記入して下さい。

法人名		契約番号	
-----	--	------	--

【交付契約申込書※の番号()】 ※法人の概要欄の、法人格を有する株主等の名称・議決権の構成割合欄の番号(以下同じ)

資本の額又は出資の総額	円	常時使用する従業員の数	人
株主等が農地所有適格法人(農地法第2条第3項)であるか。該当する場合は□にレを入力して下さい。			☐
株主等の氏名・名称、構成割合			
①	(%)	⑥	(%)
②	(%)	⑦	(%)
③	(%)	⑧	(%)
④	(%)	⑨	(%)
⑤	(%)	⑩	(%)
構成割合のうち単独で50%以上を占める法人がある場合、その法人に関する以下の事項			
資本の額又は出資の総額		円、常時使用する従業員の数	人

【交付契約申込書の番号()】

資本の額又は出資の総額	円	常時使用する従業員の数	人
株主等が農地所有適格法人(農地法第2条第3項)であるか。該当する場合は□にレを入力して下さい。			☐
株主等の氏名・名称、構成割合			
①	(%)	⑥	(%)
②	(%)	⑦	(%)
③	(%)	⑧	(%)
④	(%)	⑨	(%)
⑤	(%)	⑩	(%)
構成割合のうち単独で50%以上を占める法人がある場合、その法人に関する以下の事項			
資本の額又は出資の総額		円、常時使用する従業員の数	人

【交付契約申込書の番号()】

資本の額又は出資の総額	円	常時使用する従業員の数	人
株主等が農地所有適格法人(農地法第2条第3項)であるか。該当する場合は□にレを入力して下さい。			☐
株主等の氏名・名称、構成割合			
①	(%)	⑥	(%)
②	(%)	⑦	(%)
③	(%)	⑧	(%)
④	(%)	⑨	(%)
⑤	(%)	⑩	(%)
構成割合のうち単独で50%以上を占める法人がある場合、その法人に関する以下の事項			
資本の額又は出資の総額		円、常時使用する従業員の数	人

【交付契約申込書の番号()】

資本の額又は出資の総額	円	常時使用する従業員の数	人
株主等が農地所有適格法人(農地法第2条第3項)であるか。該当する場合は□にレを入力して下さい。			☐
株主等の氏名・名称、構成割合			
①	(%)	⑥	(%)
②	(%)	⑦	(%)
③	(%)	⑧	(%)
④	(%)	⑨	(%)
⑤	(%)	⑩	(%)
構成割合のうち単独で50%以上を占める法人がある場合、その法人に関する以下の事項			
資本の額又は出資の総額		円、常時使用する従業員の数	人

別紙 交付契約申込に必要な提出書類等

今期の契約では、交付契約書（指定協会と生産者が双方記名押印）は、作成しません。
事務委託先（農協等）を経由して対象区域の指定協会に以下の書類を提出すると、指定協会にて内容を確認の上、申込者へ承諾通知を発行し、契約手続が完了します。

1 申込に必要な書類（提出用添付書類）

提出前に以下の書類がそろっているかを、□に「レ」を記入して確認して下さい。（本資料は提出不要

1. 全ての申込者が必要なもの
☐ 生産者補給金交付契約申込書（P 1・2）
☐ 契約申込者と口座名義人が異なる場合、両者の関係性を証する書類
☐ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）
2. 個人の場合に必要なもの
☐ 同一世帯の複数の者による交付契約を申し込む場合、経営が完全に分離され、経理・税務処理等が経営体ごとに処理されていることを証する書類 ※経営が分離されている場合は、それぞれでの交付契約申込が必要です。
3. 法人の場合に必要なもの
（1）株主等に法人が含まれる場合にのみ必要
☐ 生産者補給金交付契約申込書別添 株主等の概要（P 3）
☐ 契約申込法人名、代表者役職・氏名、資本金、従業員数、株主及びその構成割合がわかる書類 【例】・登記事項証明書（履歴事項全部証明）※作成後おおむね3か月以内のもの又はその写し ・定款等 ※ 1つの書類で上記内容が確認できない場合は、複数書類を提出してください。 ※ 基本的には、株主等に法人が含まれる場合に提出を必須としますが、その他の契約申込者にも提出を求める場合があります。その場合は遅滞なく提出してください。
（2）肉用子牛の譲り渡しを行う場合に必要
☐ 一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人にあっては、その生産に係る肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行っていることがわかる書類 【例】定款等、施設管理運営規程等
☐ 市町村にあっては、その生産に係る肉用子牛を譲り渡す事業により譲り渡される肉用子牛のおおむね半数以上が、当該事業を営む市町村の区域内で肉用牛経営を行う者に譲り渡されていることがわかる書類
4. 代理人をたてて交付契約申込する場合に必要なもの
☐ 契約の申込者と代理人とが代理行為の内容を約した契約書の写し

2 書類の提出先等

交付契約申込書等の提出経由先は、P 1に記載の事務委託先としてください。

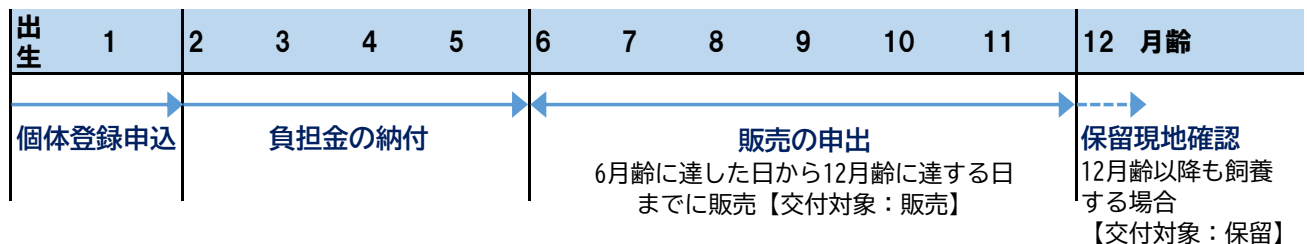
肉用子牛生産者補給金制度 交付契約後の事務手続の流れ

生産者用

子牛1頭ごとに、生産者から農協等への連絡が必要です

黒毛和種の補給金の交付が続いていますが、手続漏れにより交付対象外となる事例も発生しています
手続の漏れ・遅延となった場合は、生産者補給金の交付対象外となります。

期限までに確実に手続(農協等への連絡・申出等)を行ってください。



1 個体登録申込

肉用子牛が満2月齢に達する日(2月齢-1日)までに、個体登録申込をしてください。

2 生産者負担金の納付(=個体登録完了)

各都道府県の指定協会が定める日までに、生産者負担金を納付してください。

※ 納付時期や納付方法(振込、引落等)は、農協等によって異なります。

※ 生産者負担金の最終納付期限は、6月齢-1日です。

3 販売、死亡等の申出

販売した場合や、死亡等した場合は、速やかに申し出てください。

※ 農協等が市場データから販売を把握できる場合は、生産者からの申出を省略できる場合があります。

※ 現金取引による販売は、制度の対象とはなりません。特に相対取引ではご注意ください。

4 その他

交付契約申込内容に変更があった場合は、速やかに農協等にご連絡ください。

変更手続に漏れがあると、過去に遡り交付された補給金等を返還していただく場合があります。

【例】 ○ 個人だったものが法人化した。

○ 親族に代替わりした。

○ 家族内だが親と子供で経営を分離した。(牛舎が別、経理・税務処理が別 等)

○ 法人の株主に変更があった

肉用子牛生産者補給金制度 交付契約申込書の確認ポイント

制度・手続の説明について

肉用子牛生産者補給金制度の内容や要件等について説明をしたか。

別紙「交付契約後の事務手続の流れ」を活用し、以下について周知してください。

- ・ 個体登録申込は2か月齢に達するまでにすること
- ・ 保留する場合は12か月齢に達する前に申し出ること
- ・ 販売、死亡等の場合は速やかに申し出ること
- ・ 法人の要件（大規模資本の所有に関する確認、譲り受けを行う場合の確認）
- ・ 交付契約申込内容に変更があった場合、速やかに連絡すること

交付契約申込書の記載事項の確認

記入漏れがないか

最新の正しい情報となっているか。

- ・ 法人化しているのに個人のまま申し込まれていないか
- ・ 代替わりしたはずなのに、従前の者の名義で申し込まれていないか
- ・ その他疑義がある場合は、追加書類を求める等、確認をしてください。

親子契約（同一世帯で複数のものが契約締結）の場合、飼養場所も含めて経営が完全に分離され、経理・税務申告も経営体ごとに行われていることを確認したか。

提出書類等の確認

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

契約生産者と受取口座の名義人が異なる場合、両者の関係を証明する書類

法人の要件の確認

○会社

農地所有適格法人に該当する→要件クリア

申込者が※示す会社に該当する→制度対象外

法人格を有する株主等がいる場合

- ➡ ・ 法人格を有する株主等の名称・議決権の構成割合を記載
- ・ 株主等の概要を添付
 - ・ 法人名、代表者役職氏名、資本金、従業員数、株主及びその構成割合がわかる書類
 - ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 概ね3か月以内のもの
 - ☐ 定款等 を添付
- ➡ 申込者の議決権の1/2以上が同一の※に示す会社の所有に属していない
又は2/3以上が※に示す会社の所有に属していないことを確認したか

○市町村

概ね半数以上の肉用子牛が市町村の区域内で肉用牛経営を行う者に譲渡されていることがわかる書類

○一般社団法人、一般財団法人、その他営利を目的としない法人（農協・農協連を含む）

肉用牛経営を行う者に譲渡す事業を行っていることがわかる書類（定款等、施設管理運営規程等）

○農事組合法人・生産森林組合

特段の添付書類なし

※資本・出資の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300人を超えるものをいう。

肉用子牛生産者補給金制度 交付契約申込書 【記入例】

- 第8業務対象年間（令和7～11年度）に肉用子牛生産者補給金制度に参加する場合は、「生産者補給金交付契約申込書」を提出してください。
- 交付契約申込書の記載にあたっては、記載例を確認してください。

注意！

- ・ 鉛筆及び消せるペンの使用は不可。
各種様式にはペンやボールペンでご記入ください。
- ・ 修正液（修正テープ）の使用は不可。
記入を誤った場合は、修正箇所に二重線を引き、正しい内容をペンやボールペンで記載してください。

【記入例】 交付契約申込書 P1 (表面)

- 前業務対象年間から継続して参加する場合は、**現在の登録情報**を表示して送付します。(記入例の青字部分)
内容をご確認いただき、**必要事項を追記**し、また、**誤りや変更があれば訂正**し、提出してください。(記入例の赤字部分)
- 特に、**個人から法人化した場合や、家族内で経営が分離された場合**はご注意ください、最新の正しい情報で申し込みを行ってください。
(内容に誤りがあると、交付した補給金を選って返還していただく場合がありますので、ご注意ください。)

生産者補給金交付契約申込書										
一般社団法人〇〇県肉用子牛価格安定基金協会 代表理事 殿										
貴協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程(以下「業務規程」という。)&及び生産者補給金交付契約約款の内容を了知の上、生産者補給金交付契約を締結したく、下記のとおり必要書類を添えて申し込みます。										
記										
1 肉用子牛の生産者情報										
申請年月日		令和 7 年 2 月 10 日		契約番号		12345678910				
肉用子牛の生産者	個人・法人の別	☐ 個人 ☒ 法人								
	フリガナ	カブシキカイシャ フウチクサンギョウコウシファーム								
	申込者の氏名又は法人名	株式会社農畜産業子牛ファーム								
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ノウチク タ母号= ハナコ								
	代表者氏名(法人のみ)	代表取締役社長 農畜 太郎 花子								
	住所	(〒 999 - 9999) 東京 都道府県 港 市区町村								
	電話	03 - XXXX - XXXX		FAX	03 - XXXX - XXXX					
	携帯電話等	090 - XXXX - XXXX		Email	XXXX@〇〇.〇〇					
	代理人	氏名 住所								
	生産者補給金の受取口座の名称等	金融機関	農畜銀行		支店名	港支店				
経営形態	☒ 繁殖 ☐ 酪農 ☐ 一貫 ☐ 哺育									
事務委託先の名称	生産者補給金交付契約申込書の提出経由先 港区農業協同組合 麻布支店									
法人の概要	法人の種類※1	☐ 農業協同組合 ☐ 農業協同組合連合会 ☐ 農事組合法人 ☐ 生産森林組合 ☐ 持分会社(合名・合資・合同)※2 ☒ 株式会社※2 ☐ 有限会社※2 ☐ 市町村 ☐ その他()								
	※2 会社(合名・合資・合同・株式・有限)の場合は、以下を記入してください。									
	資本の額又は出資の総額	20,000,000 円		常時使用する従業員の数	3 人		農地所有適格法人への該当 ☐			
	株主等の構成	☒ 株主等に法人が含まれる(以下を記入し必要書類を添付) ☐ 株主等に法人が含まれない								
	法人格を有する株主等の名称・議決権の構成割合	1. 株式会社ABC (10 %) 6 (%) 2. 株式会社DEF (8 %) 7 (%) 3 (%) 8 (%) 4 (%) 9 (%) 5 (%) 10 (%)								
	指定協会・事務委託先記入欄	株主等のうち、以下に掲げる法人の有無 ☒ 有 ☐ 無 (注)「有」の場合、別添に株主等の概要を記載 〔 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超える会社(※3)又はその会社の所有に属する会社(子会社) 〕								
	指定協会・事務委託先は、「有」に「有」が付されている場合、契約申込者の株主等について以下のとおり確認すること。 ☐ 議決権の1/2以上が同一の※3に掲げる会社の所有に属していないことを確認した。 ☐ 議決権の2/3以上が※3に掲げる会社の所有に属していないことを確認した。									
	※1 法人の種類に応じて添付書類を提出してください。(別紙「交付契約申込に必要な提出書類等」参照)									
	2 肉用子牛の飼養(予定)場所の所在地、名称等									
	都道府県		農場名・住所							
☒		1の住所と同じ(以下表は記入不要)								
①	東京都	〇〇農場 東京都〇〇市〇〇1-1-1								
②	北海道	△△農場 北海道〇〇市〇〇2-2-2								
③										
④										
⑤										

- 申請日を記入してください。
・各協会が定める提出期限までの日付
- 法人の場合は、「法人の概要」欄についても記入してください。
- 訂正方法■
取り消し線にて正しい情報を記入してください。
- 連絡先を記入・追記してください。
- 都道府県の区域を越えて飼養を行っている等、代理人を立てる場合は記載してください。
(代理人契約書等が必要です。)
- 繁殖：子牛の生産を目的とする経営
酪農：生乳販売を主とする経営
一貫：哺育・育成から肥育まで一貫して行う経営
哺育：哺育から育成を主とする経営ただし、哺育のみを含む。
※哺育とは、生後1～2週間程度のものを導入(出生子牛を含む。)し、3か月程度飼育するものをいう。育成とは、3か月程度の子牛をさらに3～4か月程度飼育するものをいう
- 【法人の場合に記載】
①法人の種類を選択
・会社以外⇒法人の概要欄 記入終了
- 【会社の場合に記載】
②資本・出資、従業員数を記載
農地所有適格法人の場合は✓
・株主等に法人が含まれない場合
⇒法人の概要欄 記入終了
- 【株主に法人が含まれる場合に記入】
③法人である株主等の情報を記入
(個人の株主は記入不要)
- 【株主に法人が含まれる場合に記入】
④株主の大規模資本の確認
・株主等に※3の会社がある
・株主等に※3の会社の子会社がある
⇒上記に該当する場合は、有に✓し、別添(P3)について記入
- 1の住所と農場所在地が同じ場合は、✓をつけてください。
- 1の住所と所在地が異なる農場がある場合は、都道府県、農場名・住所を記入してください。

【記入例】 交付契約申込書 P2（裏面）

○ 内容を確認し、確認欄に✓をつけてください。

○ ページ下に申込者名（表面と同じ名前）を記入してください。 印字されている場合は、氏名等に誤りがないか確認してください。

3 同意・確認事項

契約生産者の要件等		確認欄
①	「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示されたひな形を基にしたチェックシートを契約申込時に作成、提出すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めること。	✓
②	業務規程第16条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない者でないこと。	
③	業務規程第38条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない者でないこと。	
④	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律第98号）その他関係法令に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者でないこと。	
⑤	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。	
⑥	肉用子牛の生産を肉用牛経営として行っていること、又は生産した肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行っていること。	
⑦	【会社の場合】 資本金の額若しくは出資総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（※）でないこと（農地所有適格法人を除く。）。 総株主若しくは総出資者の議決権の1/2以上が同一の※で示す会社の所有に属していないこと、又は、2/3以上が※で示す会社の所有に属していないこと。	
⑧	【農地所有適格法人の場合】 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。	
⑨	年1回以上、法人の概要に関する調査・報告に協力すること。	

契約生産者の要件等に該当することを確認し、まとめて1つ✓をつけてください。

※大切な確認ですので、必ず全てお読みください。

※法人の場合は、法人欄の要件についても必ずご確認ください。

契約申込に当たっての確認事項		確認欄
⑩	肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程等の関係規程に基づき、当該補給金の交付等の円滑な実施に努めることとし、違反した場合や虚偽の申請をした場合は、契約を解除されることがあること。	✓
⑪	上記の契約生産者の要件等を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに指定協会に報告すること。また、この場合には、交付契約の解除を受けるとともに補給金（積立金からの支払を含む。以下同じ。）の交付がされないこと及び既に交付した補給金の一部若しくは全部を返還する場合があること。	
⑫	契約解除を申し出た場合及び契約解除となった場合には、補給金の交付がされないこと。また、契約解除となった場合には、納付済みの負担金は返還されないこと。	
⑬	生産者の要件を満たしていることの確認に必要な書類（登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、株主構成に関する書類、農業経営規程など）は、指定協会の求めに応じ、遅延なく提出すること。	

契約申込に当たっての確認事項について内容を確認し、了知した旨としてまとめて1つ✓をつけてください。

※大切な確認ですので、必ず全てお読みください。

その他同意事項		確認欄
⑭	指定協会が示した生産者補給金交付契約約款を契約の内容とすることに同意します。	✓
⑮	肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の実施により得られる申込者（及び代理人）の個人情報は、下記のとおり取り扱われます。 (1) 個人情報の利用目的 肉用子牛生産者補給金制度における生産者補給金交付業務、生産者積立金管理業務及び本制度に係る業務の管理・運用に利用する。 (2) 共同利用する者の範囲 a 農林水産省、b 独立行政法人農畜産業振興機構、c 一般社団法人全国肉用牛振興基金協会、d 都道府県※、e 一般社団法人〇〇県肉用子牛価格安定基金協会及びf その事務委託先※、g 独立行政法人家畜改良センター※契約申込者が属する組織に限る。 (3) 共同利用するデータ項目 本交付契約申込書に記載の事項（契約番号、氏名、住所、電話番号、受取口座等） 本制度の実施状況（個体登録状況、生産者補給金の交付状況等） (4) 個人情報の管理者 ア 一般社団法人〇〇県肉用子牛価格安定基金協会 〇〇県〇〇市〇〇△丁目△番△号 イ 〇〇農業協同組合 〇〇県〇〇市〇〇△丁目△番△号 ウ 独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部肉用子牛課 東京都港区麻布台二丁目2番1号	✓
⑯	独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程に基づき、⑮の(2)のb(機構)、e(指定協会)、f(事務委託先)が、肉用子牛生産者補給金制度の業務に利用する目的で、牛個体識別全国データベース(トレサ)における申込者の情報を取得することに同意します。	✓

その他同意事項の内容を確認し、了知した旨としてそれぞれ✓してください。

株式会社農畜産業子牛ファーム

申込者氏名又は法人名

代表取締役社長 農畜 太郎 花子

裏面（P2）にも申込者名を記入してください。
（印字されている場合は、誤りがないか確認してください。）

【記入例】 交付契約申込書別添 株主等の概要 P 3

○ 本様式は、株主等に大規模資本の会社が含まれるとして、P 1の法人の概要欄で「有」に✓をした場合のみ提出が必要です。

(P 1の法人の概要欄)	株主等のうち、以下に掲げる法人の有無	有 ☒ (注)「有」の場合、別添に株主等の概要を記載
	資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超える会社(※3)又はその会社の所有に属する会社(子会社)	

○ 株主等である法人の資本・従業員数・株主構成等について、記入してください。

(P 1の法人の概要欄)	1 株式会社ABC	(10 %)
	2 株式会社DEF	(8 %)
法人格を有する株主等の名称・議決権の構成割合	3	(%)
	4	(%)
	5	(%)

(別添)

株主等の概要

交付契約申込者の法人の概要欄で、株主等に、資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超える会社又はその会社の所有に属する会社(子会社)が含まれるとして「有」にチェックした場合のみ記入して下さい。

法人名	株式会社農畜産業子牛ファーム	契約番号	12345678910
-----	----------------	------	-------------

株式会社ABCについて記載
 【交付契約申込書※の番号(1)】 ※法人の概要欄の、法人格を有する株主等の名称・議決権の構成割合欄の番号(以下同)

資本の額又は出資の総額	50,000,000 円	常時使用する従業員の数	100 人
株主等が農地所有適格法人(農地法第2条第3項)であるか。該当する場合は□にレを入力して下さい。			
株主等の氏名・名称、構成割合			
① 株式会社ABCホールディングス	(100 %)	⑥	(%)
②	(%)	⑦	(%)
③	(%)	⑧	(%)
④	(%)	⑨	(%)
⑤	(%)	⑩	(%)
構成割合のうち単独で50%以上を占める法人がある場合、その法人に関する以下の事項			
資本の額又は出資の総額	300,000,000 円、常時使用する従業員の数	50,000 人	

株式会社DEFについて記載
 【交付契約申込書の番号(2)】

資本の額又は出資の総額	50,000,000 円	常時使用する従業員の数	20 人
株主等が農地所有適格法人(農地法第2条第3項)であるか。該当する場合は□にレを入力して下さい。			
株主等の氏名・名称、構成割合			
① 株式会社XXX	(25 %)	⑥	(%)
② 株式会社YYY	(10 %)	⑦	(%)
③ 株式会社ZZZ	(5 %)	⑧	(%)
④	(%)	⑨	(%)
⑤	(%)	⑩	(%)
構成割合のうち単独で50%以上を占める法人がある場合、その法人に関する以下の事項			
資本の額又は出資の総額	円、常時使用する従業員の数	人	

【交付契約申込書の番号()】

資本の額又は出資の総額	円	常時使用する従業員の数	人
株主等が農地所有適格法人(農地法第2条第3項)であるか。該当する場合は□にレを入力して下さい。			
株主等の氏名・名称、構成割合			
①	(%)	⑥	(%)
②	(%)	⑦	(%)
③	(%)	⑧	(%)
④	(%)	⑨	(%)
⑤	(%)	⑩	(%)
構成割合のうち単独で50%以上を占める法人がある場合、その法人に関する以下の事項			
資本の額又は出資の総額	円、常時使用する従業員の数	人	

P 1で記載した契約申込者の
・法人名
・契約番号
を記入してください。

P 1で記載した法人格を有する株主等について、順番にその情報を記入してください。

単独で50%以上を占める法人がある場合は、その法人の資本・従業員数を記入してください。